



東京海上日動

タイプ契約(個人用)

保険期間31日まで

仲間が広がる、旅が深まる



2025年9月30日  
以降出発(始期)用

クラブツーリズムがおすすめする

# 海外旅行保険



方が一に備え、ご旅行に参加されるすべての方に  
ご加入いただくことを**強く推奨**いたします

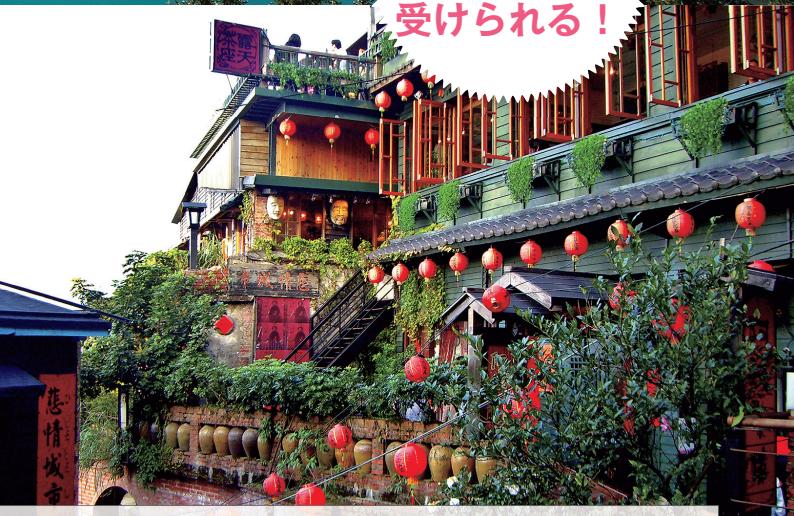
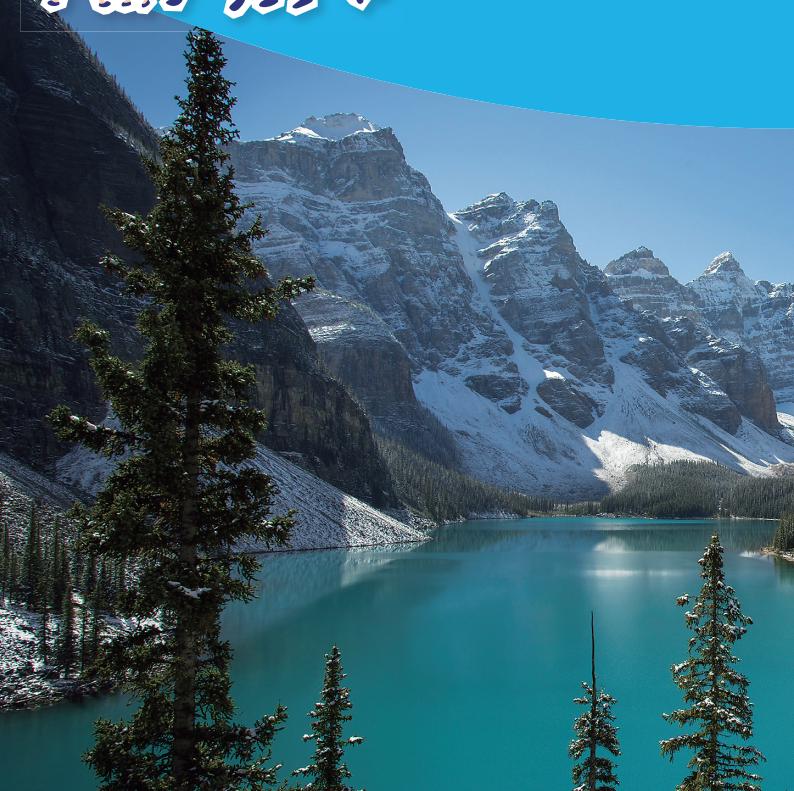


旅先での  
ケガ・病気の  
治療・救援費用  
保険金額  
無制限！

持病悪化による  
治療・救援費用も  
補償！

キャッシュレスで  
治療が可能！

世界中のどこでも  
日本語で  
サポートが  
受けられる！



新型コロナウイルス感染症にも対応します

海外旅行保険（治療・救援費用担保特約）の対象となる主な費用は以下の通りです。  
医師や病院に支払った診療・入院関係費用、緊急移送費、医療通訳雇用費用、通院交通費、入院のため必要  
となった通信費、直接帰国費用など

# 充実の補償でお客様もご家族も 安心してご加入いただけます！

1

## 治療・救援費用の保険金額が無制限のプランだから 安心！

海外での治療には高額な治療費がかかるケースが多くあります。

クラブツーリズムの海外旅行保険では、**治療費用**はもちろん、日本までの**医療搬送費用**なども保険金額**「無制限」**でお支払いします。

また、現地までご家族が向かう際の交通費・ホテル代などの**救援費用**も補償されます。

2

## 治療中の病気があっても 安心！

ご病気の治療中、**薬の服用**を問わず引き受けの制限はありません。70歳以上の方向けのプランもご用意しておりますので、**ご年齢**による引き受け制限もございません。

また、**旅先で治療中の病気（既往症）が急激に悪化**しても補償対象であるため、安心してご参加いただけます。（補償上限300万円）

3

## 旅行変更費用（中途帰国費用）がセットされているので 安心！

急な事情によって、旅行を途中で取りやめて帰国された場合の費用を補償します。

4

## 補償期間がご自宅を出発してから帰宅するまでだから 安心！

ご旅行出発前にあらかじめご加入いただくため、ご自宅を出発したときから補償が開始されます。

5

## 充実したアシスタンスサービスがあるから 安心！

現地での支払いなしで治療が受けられる

### “キャッシュレス・メディカル・サービス”

万が一の事故の際は、東京海上日動とクラブツーリズムが連携をとり、迅速な対応にてお客様をサポートします！

※詳しくは本パンフレットP.4をご確認ください。

東京海上日動  
海外総合サポートデスク  
専任スタッフが日本語で対応！  
24時間年中無休

6

## 集合場所で保険の契約証をお渡しするので 安心！

お申込いただいた海外旅行保険の契約証はツアー毎に決められた空港等の集合場所でお渡しします。  
ご持参を忘れ、ご旅行先で「契約証がない！」と慌てるかもしれません。

# 海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.10～15をご確認ください。

## ① ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

ケガを原因とする死亡の場合は

**傷害死亡保険金**

病気を原因とする死亡の場合は

**疾病死亡保険金**



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

**傷害後遺障害保険金**



旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

**治療・救援費用保険金**

保険金額  
無制限タイプを  
ラインナップ！



ケガや病気で継続して3日以上の入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合

**治療・救援費用保険金**



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化\*1して治療が必要になった場合

**疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金\*2**

さらに大きな  
あんしん  
をプラス！



\*1 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\*2 本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります（治療・救援費用保険金額300万円超の場合）。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

## ② 他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

**賠償責任保険金**



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

**賠償責任保険金**



他人の物を壊してしまった場合

**賠償責任保険金**



## ③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

**携行品損害保険金**

\*3 \*4 \*5



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

**携行品損害保険金**

\*3 \*4 \*5



※本パンフレットP.12もあわせてご確認ください。

\*3 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れたは紛失（置き忘れたは紛失後、盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

\*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。

\*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

## ④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

**航空機寄託手荷物保険金**

\*6



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

**航空機遅延保険金**

\*7



旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

**旅行変更費用保険金  
(中途帰国費用)**



※本パンフレットP.13～15もあわせてご確認ください。

\*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

\*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

# 東京海上日動のサービス体制\*1

海外旅行中の「困った」を解決する

## 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本（東京）で受け付けています。

日本語で対応\*2

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）Webサイトをご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。

\*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

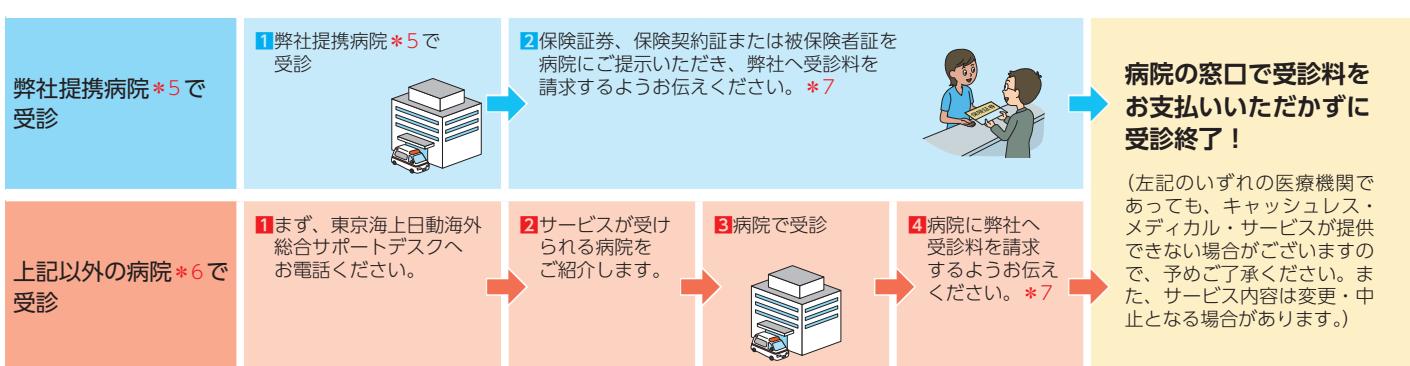
\*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

### ①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします！

キャッシュレス・メディカル・サービス\*3\*4 ※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。



\*3 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金\*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。

なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

\*4 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

\*5 弊社提携病院とは、弊社が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*6 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

\*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

\*8 本パンフレットP.11記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

病人・ケガ人の  
移送の手配



救援者の渡航手続き、  
ホテルの手配



## ②緊急医療相談サービス

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。

※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および同僚されるご家族が対象となります。



## ③トラベルプロジェクト

**対象** 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

**困った** ホテルでトラブルが発生した。  
でもフロントにうまく伝えられない

**電話による通訳** **手数料無料**

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えいたします。

43か国語に対応 (2023年8月現在)

※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。



**困った** ホテルの予約方法がわからない!  
どうしよう!

**ホテル・航空券に関するサポート**

**手数料無料\*9**

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。



その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。 **手数料無料\*9**



**クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート**

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。



**パスポートを紛失・盗難された場合のサポート**

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。



**空港とホテルの間の送迎予約・手配**

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当社が指定した事業者に限ります。)



**旅行関連の安全情報の提供**

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供いたします。



**メッセージの伝達**

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えいたします。

\*9 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

## ④スーツケース修理サービス

**対象** 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えていただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および弊社Webサイトをご確認ください。

※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。

※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。

※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。

※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



# 保険金額（ご契約金額）／お支払いいただく保険料

## 治療・救援費用

治療・救援費用の保険金額が  
無制限のプランだから**安心！**

海外での治療には高額な治療費がかかる  
ケースが多くあります。

## 応急治療・救援費用

治療中の病気があっても**安心！**

ご病気の治療中、薬の服用を問わず引き受けの制限はありません。70歳以上の方のプランもご用意しておりますので、ご年齢による引き受け制限もございません。

また、旅先で治療中の病気（既往症）が急激に悪化しても補償対象であるため、安心してご参加いただけます。

（補償上限300万円）

お客様のご旅行出発日  
時点の年齢でお選びください。

15歳以上**69歳以下**

おすすめ

契約タイプ	21	22	23	
傷害死亡	8,000万円	6,000万円	3,000万円	
傷害後遺障害	8,000万円	6,000万円	3,000万円	
●治療・救援費用 <sup>①</sup>	無制限	無制限	無制限	
●応急治療・救援費用 <sup>②</sup>	300万円	300万円	300万円	
保険金額（ご契約金額）	疾病死亡 2,000万円 賠償責任 1億円 携行品損害 75万円 航空機寄託手荷物 3万円 航空機遅延 <sup>④</sup> セットあり 旅行変更費用（中途帰国） 費用のみ 120万円	1,000万円 1億円 60万円 3万円 セットあり 90万円	1,000万円 1億円 50万円 3万円 セットあり 60万円	
お支払いいただく保険料	保険期間1日まで 2日まで 3日まで 4日まで 5日まで 6日まで 7日まで 8日まで 9日まで 10日まで 11日まで 12日まで 13日まで 14日まで 15日まで 17日まで 19日まで 21日まで 23日まで 25日まで 27日まで 29日まで 31日まで	6,310円 7,780円 9,030円 10,090円 11,630円 13,100円 14,280円 15,740円 16,760円 17,780円 18,810円 19,920円 20,980円 21,890円 25,140円 26,720円 29,030円 31,200円 33,830円 36,030円 38,340円 40,390円 42,570円	4,960円 6,300円 7,450円 8,410円 9,710円 10,990円 12,020円 13,360円 14,270円 15,160円 16,070円 17,030円 17,960円 18,760円 21,960円 23,420円 25,530円 27,530円 29,870円 31,910円 34,070円 35,960円 37,980円	3,720円 4,960円 6,030円 6,910円 8,040円 9,200円 10,110円 11,340円 12,170円 12,960円 13,770円 14,580円 15,420円 16,110円 19,280円 20,620円 22,570円 24,390円 26,490円 28,330円 30,350円 32,060円 33,940円

\* 1 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.10～11もあわせてご確認ください。

\* 2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

\* 3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

## 70歳以上<sup>\*3</sup>

おすすめ

24	25	26
6,000万円	4,500万円	2,500万円
6,000万円	4,500万円	2,500万円
無制限	無制限	無制限
300万円	300万円	300万円
1,000万円	500万円	500万円
1億円	1億円	1億円
60万円	50万円	35万円
3万円	3万円	3万円
セットあり	セットあり	セットあり
120万円	90万円	60万円
6,360円	5,440円	4,490円
8,180円	7,170円	6,100円
9,720円	8,650円	7,480円
11,630円	10,490円	9,210円
13,950円	12,630円	11,160円
16,110円	14,670円	13,030円
18,140円	16,590円	14,810円
20,080円	18,440円	16,570円
22,020円	20,300円	18,320円
23,990円	22,190円	20,080円
25,950円	24,060円	21,840円
28,020円	26,010円	23,650円
29,990円	27,900円	25,420円
31,940円	29,740円	27,160円
37,830円	35,610円	32,970円
40,130円	37,820円	35,060円
44,260円	41,800円	38,880円
47,890円	45,300円	42,190円
51,240円	48,450円	45,080円
54,770円	51,860円	48,340円
58,050円	55,020円	51,380円
61,910円	58,760円	54,970円
65,630円	62,340円	58,420円

\*4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いすれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費 <sup>*5</sup> もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

\*5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

69歳以下の方 も申込可能
お子様など

## 15歳未満

お子様など

27
1,000万円
1,000万円
無制限
300万円
1,000万円
1億円
10万円
3万円
セットあり
30万円
2,540円
3,560円
4,450円
5,120円
5,920円
6,770円
7,470円
8,480円
9,130円
9,730円
10,330円
10,920円
11,540円
12,050円
15,140円
16,310円
17,980円
19,540円
21,210円
22,810円
24,660円
26,200円
27,890円

## 必ずお読みください！

保険期間（保険のご契約期間）は、住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定ください。前泊・後泊がある場合、利用便の到着時刻により帰宅時間が午前0時を過ぎる場合は、その日を含めてください。

## ご加入に関するご注意

①帰国予定：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。

そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい）、パラグライダー等のパラシート型超軽量運動機を除きます。）搭乗、ジャイロプローラー搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

④保険期間の延長手続き：旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させてください。

お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。また、実際のお手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。

ただし、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（保険の対象となる方の住居を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。

⑤補償の重複について：

・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いすれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*2

\* 1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

\* 2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。



## あなたのクレジットカードにセットされている海外旅行

ご存知ですか？

# 海外の医療費は想像以上に高額です

**事例** 虫垂炎で手術後、入院した場合  
(平均入院日数3日)の概算費用

アメリカ **300万円** 中国 **150万円**

日本への移送費用  
(医師・看護師付き添いの場合)

アメリカ **600万円** 中国 **150万円**

## ①自動付帯と利用付帯の違いをご存じでしょうか

クレジットカードには海外旅行保険の付帯サービスがついているから安心と思われがちですが、「自動付帯」と「利用付帯」といった2種類があり、それぞれ補償が適用される付帯条件が異なりますので注意が必要です。ご旅行前にどちらの付帯条件となっているかご確認ください。

### 自動付帯

カードを持っているだけで補償が受けられます。

### 利用付帯

旅行代金の支払いなど、特定の条件を満たした際に補償が受けられます。

## ②旅先で困ったときのサポートは万全ですか

クレジットカード付帯海外旅行保険の場合

東京海上日動の海外旅行保険の場合

カード付帯保険の保険会社の連絡先を確認し、電話をしてみたが…



カード番号や有効期限を、保険会社からクレジットカード会社に確認しないと、支払できるかわからないのか…。日本時間の営業時間にも時差があって中々繋がらないなあ。

万一の事故の際は、

旅行会社と東京海上日動が連携体制をとり、迅速な対応にてお客様をサポートします！

実際に保険を利用したお客様のお声より海外での通院は不安でしたが、良い対応でクラブツーリズムで保険に入っていてよかったです。手厚いサポートをしてもらいました。本当にお世話になりました。※2022年9月



クレジットカードにセットされている海外旅行保険で支払が可能か確認したところ…

治療費の補償額が150万円！？\*1

足りない！

手持ちの現金じゃ足りないし、どうしよう…。



東京海上日動のタイプ契約なら、治療・救援費用保険金額無制限タイプにご加入いただけます！



\*1 クレジットカードによって補償金額は異なります。

# 保険は高額になりがちな海外の医療事情に対応できていますか？

## ③クレジットカード保険の補償内容をご存知ですか？

(補償内容例) A社ゴールドカード B社一般カード

傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
傷害	治療費用	150万円	—
疾病	死亡	—	← 疾病死亡の補償がない!!
疾病	治療費用	150万円	—
賠償責任	2,000万円 (免責金額千円)	—	—
救援者費用	150万円	100万円	—
携行品損害	50万円	—	—

補償額が低い額!!

※ 2019年2月現在

※補償内容やサービス等の詳細については各クレジットカード会社にお問い合わせください。

## 治療費が高額だった場合、ご自身でお支払いできますか？

保険金支払いの大半が  
疾病治療費用

疾病治療  
73.434%



※ 18年度 東京海上日動海外旅行保険補償項目別保険金支払件数ウエイト

### 一般的なクレジットカード付帯の海外旅行保険の特徴

- 治療費用と救援者費用の補償額が低額
- 疾病死亡時の補償がない
- 病院の手配や通訳のサービスがない
- 持っているクレジットカードが「利用付帯」の場合、特定の条件を満たしていないと補償が受けられない

この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず、「契約概要」やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

\*2 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、右表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.10～11もあわせてご確認ください。

\*3 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

\*4 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上での契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定期特約」が自動セットされます。）。

\*5 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①宿泊施設の客室料	3万円
②交通費 <sup>⑥</sup> もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③食事代	5,000円

\*6 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

## 「クレジットカード保険サポートタイプ」で足りない部分を補償！

「クレジットカード保険サポートタイプ」は、クレジットカードに付いている保険では足りない補償を充実させるためのプランです。

クレジットカードをお持ちでない方もご契約いただけますが、P.6～7記載の補償内容が充実している契約タイプでのご加入をご検討ください。

### クレジットカード保険 サポートタイプ

69歳以下の  
方も申込可能

15歳未満  
お子様など

70歳以上<sup>\*4</sup>

契約タイプ	27	35
傷害死亡	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用 <sup>*2</sup>	無制限	無制限
応急治療・救援費用 <sup>*3</sup>	300万円	300万円
疾病死亡	1,000万円	500万円
賠償責任	1億円	1億円
携行品損害	10万円	15万円
航空機寄託手荷物	3万円	3万円
航空機遅延 <sup>*5</sup>	セットあり	セットあり
旅行変更費用(中途帰国費用のみ)	30万円	20万円
お支払いいただく保険料	保険期間 1日まで	2,540円
	2日まで	3,560円
	3日まで	4,450円
	4日まで	5,120円
	5日まで	5,920円
	6日まで	6,770円
	7日まで	7,470円
	8日まで	8,480円
	9日まで	9,130円
	10日まで	9,730円
	11日まで	10,330円
	12日まで	10,920円
	13日まで	11,540円
	14日まで	12,050円
	15日まで	15,140円
	17日まで	16,310円
	19日まで	17,980円
	21日まで	19,540円
	23日まで	21,210円
	25日まで	22,810円
	27日まで	24,660円
	29日まで	26,200円
	31日まで	27,890円
		55,170円

# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内に</b> 死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
傷害後遺障害 保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内に</b> 身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
治療・ 救援費用 保険金	治療費用部分	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 <b>72時間</b> を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4 *5により、旅行終了日からその日を含めて <b>30日</b> を経過するまでに医師の治療を受けられた場合	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて <b>180日以内に</b> 必要となった費用に限ります。） ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。）②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ）④入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについて5万円、aとb合計で20万円を限度とします。）⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。）⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用
救援費用部分		①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて <b>180日以内に</b> 死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、 <b>3日以上*6</b> 続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内に</b> 死亡された場合⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①検索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者 <b>3名分まで</b> ）③救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき <b>14日分まで</b> ）④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで）⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。）⑥遺体処理費用（100万円まで）

## 「海外旅行中」とは

保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>治療・救援費用保険金</b> <small>治療費用部分・救援費用部分共通</small>	<p><b>※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意</b></p> <p>お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。</p> <p>a. 日本国において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用</p> <p>b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用</p> <p>c. 日本国において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分</p>		P.10 「治療・救援費用保険金」の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
<b>疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金</b> <small>治療費用部分</small>	<p>海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、<b>海外旅行中にその症状の急激な悪化</b>＊10により医師の治療を受けられた場合</p> <p>海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、<b>海外旅行中にその症状の急激な悪化</b>＊10により3日以上＊6続けて入院された場合</p>	<p>実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額</p> <p>救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者3名分まで） 救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで）</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外旅行終了後に治療を開始した場合</li> <li>・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合</li> <li>・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。）</li> <li>・海外旅行中も支出することが予定された次の費用</li> </ul> <p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用</li> <li>・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用</li> <li>・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用</li> <li>・あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用</li> <li>・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用</li> <li>・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用</li> <li>・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用</li> <li>・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</li> </ul>
<b>疾病死亡保険金</b> <small>治療費用部分・救援費用部分共通</small>	<p>①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気＊3により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊4＊11により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。</p>	<p>P.10に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症</li> <li>・歯科疾病</li> <li>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）</li> </ul>

\* 1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

\* 2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

\* 3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

\* 4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。

\* 5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

\* 6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

\* 7 6親等以内の血族、配偶者＊8または3親等以内の姻族をいいます。

\* 8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思＊9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\* 9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

\* 10 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\* 11 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金	海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	<p>損害賠償金の額</p> <p>*1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>*損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。</p> <p>*損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。</p>	<p>P.10に記載の③④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約者または保険の対象となる方の故意</li><li>・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任</li><li>・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任</li><li>・航空機、船舶*2、車両*3、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任</li><li>・親族*4に対する賠償責任</li></ul>
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 <b>ご注意</b> 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	<p>(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした) 損害額*9</p> <p>*乗車券等は合計で5万円を限度とします。</p> <p>*旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。</p> <p>*お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。</p> <p>*損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p>	<p>P.10に記載の①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</li><li>・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い</li><li>・携行品の置き忘れまたは紛失*12</li><li>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害</li><li>・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</li><li>・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。）</li></ul>

\*1 次に掲げる損害を含みます。

- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
- ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
- ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

\*2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

\*3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カード、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

\*4 6親等以内の血族、配偶者\*5または3親等以内の姻族をいいます。

\*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

- ①婚姻意思\*6を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

\*7 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品\*8をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウエア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。

\*8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

\*9 損害が生じた携行品の時価額\*10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額\*10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

\*10 再取得価額\*11から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

\*11 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

\*12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

### 「海外旅行中」とは

保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

#### 保険金の種類

#### 保険金をお支払いする主な場合

#### 航空機寄託 手荷物 保険金

①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から **6時間以内**に発着せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかっために、出発予定時刻から **96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後 **6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかっために、乗継地もしくは目的地に到着してから **96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

#### 航空機遅延 保険金

①出発地から搭乗する予定であった航空機の **6時間以上の**出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定期刻から **6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から **6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

- ・宿泊施設の客室料
- ・交通費\*13
- ・渡航先での各種サービス取消料
- ・食事代

#### 保険金のお支払い額

1回の事故につき3万円（定額）をお支払いします。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

P.10に記載の①～④に加え、たとえば、

- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・地震、噴火またはこれらによる津波

\*13 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

# 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

## 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

次のような事由により海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合

①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者\*2（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者\*3もしくは3親等内のご親族が死亡された場合は危篤となられた場合

②入院

(1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合

(2) 保険の対象となる方等の配偶者\*3または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合

③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合は保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん中に遭難された場合

④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な搜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合

⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合

⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出頭される場合

⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
- ・運送・宿泊機関等の事故または火災
- ・渡航先に対する退避勧告等の発出

⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等

⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

### 保険金のお支払い額

ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用\*5を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。

#### ●中途帰国費用

##### ①企画旅行の場合

$$\begin{array}{l} \text{旅行変更費用} \quad \text{旅行日程のうち、} \\ \text{保険金額} \times \frac{\text{中途帰国した}}{\text{以後の日数}} = \text{保険金} \\ *6 \quad \quad \quad \quad \quad *7 \end{array}$$

##### ②企画旅行以外の場合

中途帰国したことにより支払った次の費用\*7

- ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
- ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用

等

### 保険金をお支払いしない主な場合

①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用

- ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変\*8
- ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
- ・放射線照射、放射能汚染

等

②次の事由による入院

- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
- ・歯科疾病

③次の事由による死亡・危篤または入院

- ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気

④保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合

- ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
- ・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者\*3もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因\*9もしくは⑧感染症等の原因\*10が生じていた場合

等

## 旅行変更費用 保険金

（中途帰国費用のみ  
担保特約セット）\*1

- \* 1 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。
- \* 2 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。
- \* 3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）
- ①婚姻意思 \* 4 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \* 4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- \* 5 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。
- \* 6 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。
- \* 7 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。
  - ・中途帰国そのための航空運賃等交通費
  - ・中途帰国の行程における宿泊費（14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。）および国際電話料等通信費等の諸雑費（合計して20万円まで）
- \* 8 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- \* 9 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
- \* 10 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

## 関連情報



外務省 海外安全情報配信サービス

「たびレジ」とは、  
外務省からの最新の安全  
情報を日本語で受信できる  
**海外安全情報  
無料配信サービス**です。

外務省



### 「たびレジ」の4つの安心

「たびレジ」に登録で

安心 1

出発前から  
**旅先の安全情報を  
入手！**

「○○地区では外国人旅行者  
を狙ったひったくりが多発  
しています！」

安心 2

旅行中も  
**最新情報を  
受信！**

「○○地区では外出禁止令が  
発出されました！」

安心 3

現地で事件・事故に  
**巻き込まれても  
素早く支援！**

「被害に遭われていません  
か？」

簡易登録で

安心 4

日本にいても  
**世界の最新情報を  
入手！**

△△地区で地震が発生！  
××国で感染症が流行！

「たびレジ」登録はこちら

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



## ●ご契約成立までの流れ (保険申込期限:出発3週間前まで)

### STEP 1

パンフレットからご希望の契約タイプを選び、海外旅行保険の申し込み欄に必要事項を記載してください。

### STEP 2

「ご旅行参加申込書兼海外旅行保険契約加入依頼書」を返信用封筒に封入のうえ、ご返送をお願いいたします。

### STEP 3

クラブツーリズムに加入依頼書が届き、保険料の入金が確認出来次第、ご契約成立となります。

※保険契約証はご出発時空港等の集合場所でお渡しいたします。

## ご契約に関するご注意

- (1) この保険は、クラブツーリズム株式会社を契約者とし、保険契約証の被保険者欄に記載の方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者はクラブツーリズムとなり、原則として契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者であるクラブツーリズムが有しますが、クラブツーリズムは、加入者であるお客様から解約や契約内容変更等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。
- (2) このパンフレットは海外旅行保険の概要を紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレット

トの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

### 〈共同保険契約に関するご説明〉

この保険契約は共同保険契約であり、引受保険会社および引受割合は取扱代理店のホームページに記載の通りです。幹事保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行い、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

### 〈推奨方針について〉

当社は4社の損害保険会社と代理店委託契約がありますが、幹事会社である東京海上日動社の商品を取り扱っております。

〈取扱代理店〉

**クラブツーリズム株式会社**

東京都江東区豊洲5-6-52 〒135-0061

NBF 豊洲キャナルフロント

〈保険申込書送付先〉

千葉県千葉市中央区新町1000番地 〒260-0028

センシティタワー5階

クラブツーリズム株式会社 渡航事務センター宛



**Insurance for the Earth**

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて  
地球の安心・安全をひろげます。

〈引受幹事保険会社〉

**東京海上日動火災保険株式会社**

〈担当〉

東京都千代田区大手町1-5-1 〒100-8107

大手町ファーストスクエア WEST 9階

航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室

## 保険に関するお問い合わせ先

本パンフレットについてのご照会は、ご旅行を申し込みましたクラブツーリズムの各窓口へお願ひいたします。

作B14-48120(8)改定202500

24T-002280 2025年3月作成